

家庭保存版

## 《P T A会員のしおり》

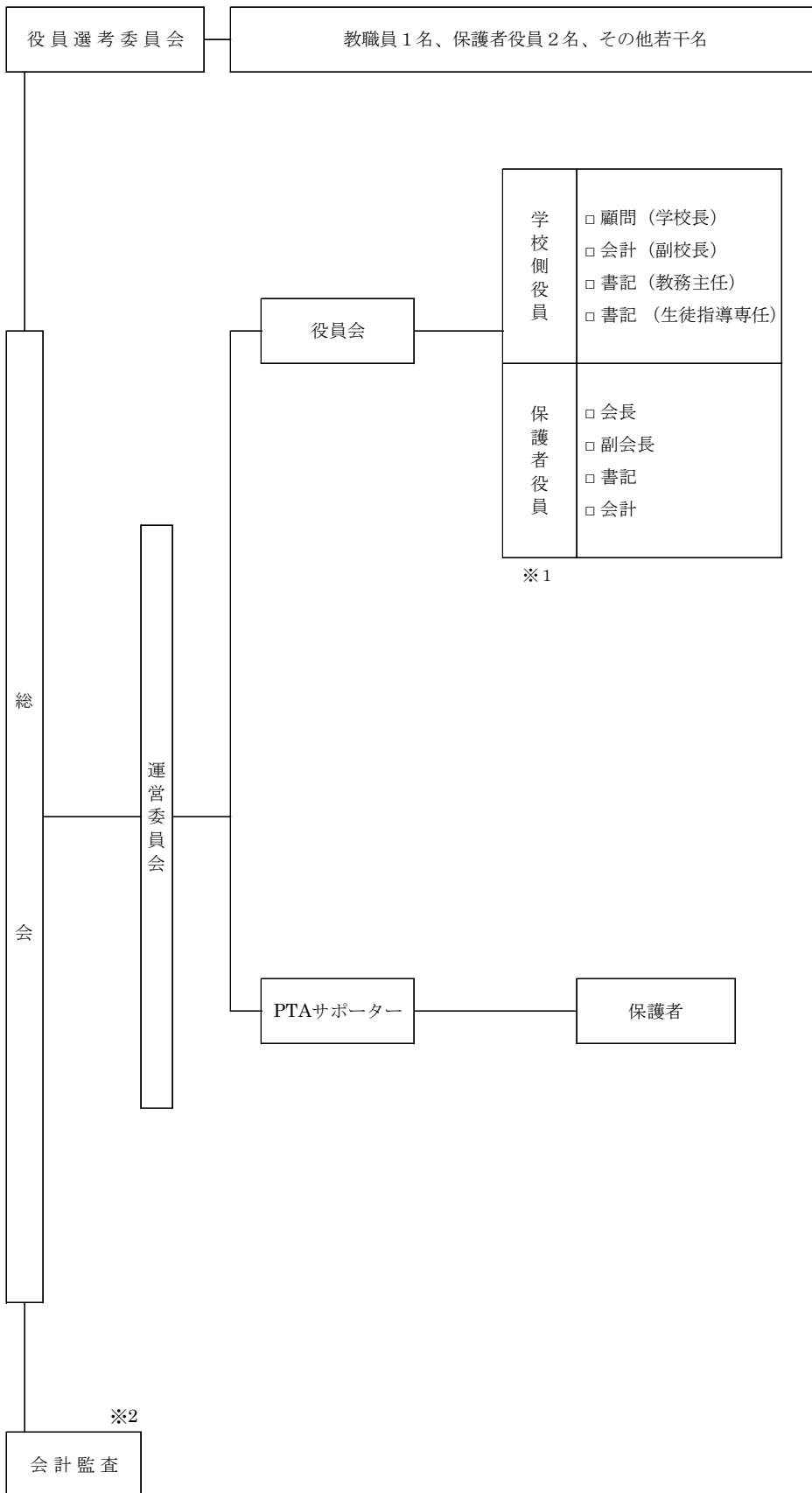
- I. P T A組織図及び構成メンバー
- II. P T Aについて
- III. P T Aの組織について
- IV. 組織と運営について
- V. P T A会費と予算会計について
- VI. 加入関連団体等
- ※横浜市立川和中学校P T A規約
- ※横浜市立川和中学校P T A規約施行細則

令和7年6月

横浜市立川和中学校P T A

# I. P T A組織図及び構成メンバー

令和7年6月現在



※1、※2  
保護者役員・会計監査は、役員推薦委員会より推薦を受け  
2月の書面総会にて承認されると、新年度より活動を行います。

## II. P T Aについて

子どもたちが小学校に通学していた時代、P T Aという言葉はいろいろな場面で頻繁に耳にされ、そしてP T Aからの各種催しの案内を目にしてきたことと思います。また、小学校のP T A役員や各種委員の経験をおもちの保護者の方、役員や委員の経験はなくてもP T A活動には積極的に参加されてきた保護者の方もたくさんいらっしゃると思います。

P T Aは保護者と教職員の任意の加盟によって構成される団体ですが、中学校のP T Aの目指していることは小学校のP T Aと変わりありません。それは『保護者と教職員が一致協力して、家庭と学校と社会における子どもたちの幸福な成長をはかること』を目的に、中学校のP T Aも保護者（会員）の理解と協力のもとに種々の活動を行っています。

『子どもたちが立派に成長してほしい』という思いは、保護者や教職員の共通の願いだと考えます。P T Aは、この願いを達成しようと結成された団体です。しかしながら、『願い』は普遍であっても、時代の流れとともに社会は変化しています。そこで、子どもたちの置かれたこの変化していく社会、変化する教育環境をしっかりと見据えながら、『願い』を達成に導いていかななくてはなりません。

『願い』を達成に導くP T A活動を取り巻く課題はいろいろあります。それは、子どもたちの価値観の多様化への対応、子どもの姿を正しく理解し健全な成長を促すための保護者の認識のあり方、そして、地域の都市化や女性の就労などの社会変化の中で、P T A役員や各種委員の引受の問題、P T A活動に無関心になってしまうことへの要因の究明等、これらの課題解決は、P T A活動内容の見直しを通じて、いかにして感心を高めていくか、いかに前向きに活動して行くか、会員の理解と協力にかかっているのです。このためP T A活動は会員のみならずの理解と協力があってこそ初めて実現するものです。

## III. P T Aの組織について

P T A各組織の役割、任務の詳細は、次項以降に説明がありますが、ここではポイントを簡略してお話します。本会は5委員会制でしたが、平成11年2月に広報委員会を廃止し、令和に入り学年委員会、成人委員会、保健委員会、さらに令和5年度に校外委員会を廃止したことにより、すべての常設委員会がなくなりました。代わりに各行事にてボランティアを募るエントリー方式を取り入れております。また令和6年度より新たに「PTA サポーター」の設置を決定。これは、本部役員のサポートや各行事の手伝い等、できる範囲でお手伝いをして下さるサポーターです。

## IV. 組織と運営について

### 【目的があって活動のための組織があります】

子どもたちの健全な成長を図る目的を達成させるためにP T A組織があり、活動を推進します。

また、組織（団体）の性格や活動の内容、効率よく運営するための機構、ルール、会計制度などをP T A規約で種々定めていますので、P T A規約をお読みにになり、よく理解してください。

規約を見ればその団体の実態がわかるといわれるように、時代や教育事情の変化に対応した組織・規約の改定を常に視野にいれて見直しを進める必要がありますが、目的達成のための組織であることに加え、その組織の実効性を確保すること、すなわち形だけにとどまらず組織としてのその具体的な活動の有無は、P T A会員の理解と協力にかかっています。

### 【組織と運営について】

P T Aは、会員の総意によって民主的に運営され、保護者と教職員が同等の立場で運営されます。会務の処理等も、一部の役員や学校関係者のみにゆだねることは適切ではありません。担当したそれぞれの役割・立場を理解して、負担がかからないよう協力し合いながら活動することが必要です。

#### 1. 総会

全会員で構成する最高決議機関です。役員・会計監査の選任、規約の改廃、年度事業計画・活動の大綱や、予算・決算の審議といった基本的事項を全会員で審議決定します。

総会は毎年5月に定期総会、2月に書面総会を開催します。主な議決事項として、5月総会では、前年度事業報告及び決算報告の承認・新年度の事業計画及び予算の承認等を、2月書面総会では、新役員及び新会計監査の承認などを行います。

総会は全会員の5分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、決議はその過半数をもって決定します。

## 2. 運営委員会

### （1）委員構成

保護者役員、学校側より校長（顧問）、副校長（会計）、教務主任（書記）、生徒指導専任で構成し、委員の過半数の出席で成立します。議決は出席人数の過半数です。

### （2）開催

原則として、月1回開催します。（例年8月は開催していません）

### （3）活動内容

総会の決定事項を具体的に実施していく執行機関の役割を持っています。事業の企画を立案、総会に提案する議案を作成し審議をします。

また、対外的な活動として、市P連・区P連等の総会や分科会・講演会・交流会に参加して学習し、他の学校との交流も実施しています。

## 3. その他の組織等

### （1）役員会

保護者役員及び校長、副校長、教務主任、生徒指導専任をもって構成します。学校や対外連絡団体、地域連帯事業、地区連合町内会等への協力・調整にたずさわり、PTAの運営や日常活動の責任を担う組織です。規約では必要に応じ開催することになってはいますが、通常は月1回開催しています。総会及び運営委員会での決定事項の執行とその指導等を行い、PTA組織運営の円滑化を図ることを目的として活動することが主な役割であり、大変重要な任務を担っていることから、役員ひとりの独断を排除し、役員どうしがお互いの立場を十分に尊重し合い、理解と協力、協調と連帯のもと、民主的に運営することが非常に大切です。

### （2）役員選考委員会

教職員より1名、小学校区分より若干名をもって構成します。そのなかから正副委員長が選ばれます。発足は毎年年度はじめとされています。役員選考委員会の任務は、役員候補者（保護者のみ）及び会計監査候補者を、新1年生会員を含む全会員のなかから其々の役職ごとに募り推薦します。役職ごとに推薦された候補者は、其々の役職、氏名、地区等を記載した公示を経てから2月書面総会の承認を得て決定されます。また、役員選考委員会は、候補者が承認され、決定された時点で任務を終了し解散します。なお、選考委員は次のことに留意しなくてはなりません。※役員選考委員会内規（別紙参照）に従って行います。

① 選考委員は、役員及び会計監査候補者になることはできません。

② 選考委員は、選考委員会の議事内容等を他言してはいけません。

### （3）会計監査

役員選考委員会が候補者（保護者のみ）を推薦し、2月書面総会にて承認を受け決定します。会計監査は2名おきます。

会計監査の任務は、総会で承認された予算が計画どおり正しく使用されているか、正しく会計処理されているか、決算書の各勘定残高が正当かどうか、預金通帳・証書等や会計帳簿、領収書等が適正に管理されているか等を監査して、その監査結果を決算報告書に記載し、総会で報告します。（会計監査マニュアル参照）なお、監査は、中間監査と決算監査があります。

PTA会費は準公金といわれています。会計監査は、会員を代表してPTAを運営する組織機関の会計を精査する役割にあります。わたしたちの大切なPTA会費（準公金）の収入・支出状況を点検し報告することが任務ですから、役員ではありますが中立的立場にありますので、運営委員会などには帰属しません。また、役員は、前年度の会計帳簿書類等の決算書類を閲覧することができます。

## V. P T A会費と予算会計について

### 1. P T A会費

#### (1) 会費

会費は、P T A規約に定めます。

#### (2) 納入方法

※別紙をご参照ください

### 2. 会計

P T A会計は、年間予算を通じてさまざまなP T A諸活動に使用される経費を管理しています。また、それとは別に、周年行事等の学校記念事業費の積み立てをしています。年間活動予算から、一定額の記念事業費を積み立てています。

### 3. 予算

#### (1) 収入

P T A会費とその他の収入、及び寄付金等をもってあてます。その他の収入には、預金 利息や、横浜市安全教育振興会よりの助成金等があります。

#### (2) 予算編成

- ① 生徒・世帯数見込みと前年度繰越金にて、概ねの年間収入予算を立てます。
- ② 支出については、新年度の4月・5月は会費収入が見込めないことから、前年繰越金に配慮したうえで新年度の活動方針に見合った素案を作成し、各常置委員会の事業計画や学校の計画を聴取し調整を行います。
- ③ 次年度繰越金は必ず計上できるよう配慮します。新年度の4月・5月は会費収入が見込めませんので十分な配慮が必要です。

## VI. 加入連携団体等

- (1) 横浜市安全教育振興会（安振会）
- (2) 横浜市P T A連絡協議会
- (3) 都筑区P T A連絡協議会
- (4) 川和中学校区 学校・家庭・地域連携事業実行委員会
- (5) 川和地区連合町内会、佐江戸・加賀原地区連合自治会、ふれあいの丘連合自治会
- (6) 川和中学校 親児の会

# 横浜市立川和中学校PTA規約

## 第 1 章 総 則

### 第1条（名称）

本会は、横浜市立川和中学校PTAと称し、事務所を神奈川県横浜市都筑区富士見が丘2-1-1 横浜市立川和中学校（以下「本校」という）内に置く。

### 第2条（目的）

本会は、本校の保護者と教職員が協力して教育に対する理解を深めることによって、本校、家庭、社会における生徒の心身の健全な成長を助けることと教育環境の改善を図ることを目的とする。

### 第3条（方針）

本会は、いかなる団体にも制約されず、非営利、非宗教、非政党を基本に自主的、民主的団体として活動する。また、学校の管理及び人事には干渉しない。

1. 上記の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 学校教育を理解するための諸活動
- (2) 生徒の校外生活をより健全なものにするための諸活動
- (3) 学校の教育的環境の整備に協力
- (4) 他の教育的諸団体との連携
- (5) 会員相互の連帯を図るための諸活動
- (6) その他、本会の目的達成のための諸活動

### 第4条（会員）

本会の会員は、川和中学校に在籍する生徒の保護者及び教職員とする。

### 第5条（会計）

本会の経費は、会費とその他の収入及び寄付金等をもってあてる。

1. 会費は年額3,000円とし、一世帯を単位として負担する。但し、特別の事情があるときは減免することができる。会費納入方法については別にこれを定める。
2. 本会の経費は総会で議決された予算に基づいて行い、決算は会計監査を経て総会で承認されなければならない。
3. 本会の経費は毎年4月1日に決まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第 2 章 機 関

### 第6条（機関）

本会に、総会、運営委員会、役員会を置く。

### 第7条（総会）

総会は、本会の最高決議機関であって、全会員で構成し、会長がこれを召集する。

1. 総会は毎年5月と2月に開催し、次のことを行う。

- (1) 5月総会は、前年度事業報告及び決算報告の承認、新年度の事業計画及び予算、その他必要事項を議決する。
- (2) 2月総会は書面総会とし、新役員及び新会計監査の承認、その他必要事項を議決する。
2. 総会は全会員の5分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、決議はその過半数をもって決定とする。
3. 臨時総会は、全会員の4分の1以上の要求があった場合、または運営委員会が必要と認めたとき開催する。

### 第8条（運営委員会）

運営委員会は、総会につぐ決議機関であって、役員、顧問、特別委員会委員長をもって構成し、会長がこれを召集する。

1. 運営委員会の任務は、次のとおりとする。
  - (1) 総会提出の事業計画、予算・決算等議案及び報告案件の審議・作成に関すること。
  - (2) 各委員会によって立案された事業計画の審議に関すること。
  - (3) 役員、委員長等に欠員が生じたときの補充に関すること。
  - (4) 本会規約の遂行にあたり、特別委員会の設置、必要な細則等の定めに関すること。
  - (5) その他、総会及び委員会より委任された事項等の執行に関すること。
2. 運営委員会は、委員の過半数の出席で成立し、議決は総会の項に準ずる。

#### 第9条（役員会）

役員会は、本会最高の執行機関であって、役員及び校長、副校長、教務主任、生徒指導専任をもって構成し、必要に応じ開催して総会及び運営委員会での決定事項の執行とその指導にあたり、本会運営の円滑化をはかる。

#### 第10条（PTA サポーター）

本会の会務を円滑に執行するため、本部役員のサポートや学校内外の各行事の手伝い等を担当する。

#### 第11条（特別委員会）

特別委員会は、本会運営上必要が生じたときに設置することができる。但し、原則として任務終了と同時に解散する。

1. 特別委員会設置に関する事項は、別にこれを定める。

### 第 3 章 役 員

#### 第12条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長	1名	（保護者）
副会長	2名	（保護者）
会計	若干名	（保護者若干名、副校長）
書記	若干名	（保護者若干名、教職員1名）
生徒指導専任		（教職員）

1. 本会に顧問を置く  
学校長をもって顧問にあてる。

#### 第13条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括して会の運営を司る。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、代理を務める。
3. 書記は、本会の会議を記録・保管し、本会の事務を司る。またPTA広報を発行する。
4. 会計は、本会の会計を処理し、収支を記録・保管し、会計監査を経たうえ、毎年5月 定期総会に決算報告する。

#### 第14条（役員の任期）

本会役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

役員欠員を生じた場合は、運営委員会がこれを補充し、任期は在任期間とするが、1月以降は空席とする。

### 第 4 章 会 計 監 査

1. 会計監査は2名とする。
2. 会計監査は、本会会計を監査し、その結果を総会に報告し承認を得る。

## 第 5 章 役員を選出

### 第 15 条 (役員選考委員会の設置)

役員を選出するために、役員選考委員会を設置する。  
役員選考委員会の委員は公表しなければならない。

### 第 16 条 (役員選考委員の選出)

役員選考委員会は、運営委員会より 2 名、一般会員より若干名、及び教職員代表 1 名をもって構成し、互選により正副委員長各 1 名を選出する。

1. 役員選考委員会は、年度はじめに発足する。
2. 役員選考委員は、役員及び会計監査候補者になることはできない。

### 第 17 条 (役員選考委員会の任務)

役員選考委員会の任務は次のとおりとする。

1. 役員候補者は、新 1 年生予定会員を含む全会員より其々の役職毎に募り選出する。
2. 役職毎に選出された候補者は、総会の承認を得て決定する。
3. 役員選考委員会は、任務終了後、解散する。

## 第 6 章 慶 弔

### 第 18 条 (慶弔)

生徒及び会員の慶弔は、別に定める「慶弔規定」に基づいてこれを行う。

## 第 7 章 付 則

### 第 19 条 (規約外の措置)

この規約及び規約に基づく細則に定めのない事項については、運営委員会に図り決めるものとする。

### 第 20 条 (規約の改正)

この規約を改正するときは、総会の議決を必要とする。

### 第 21 条 (規約の施行)

この規約は、昭和 55 年 7 月 10 日同日より施行する。

1. これまでの規約制定、改定の沿革は、次のとおり。

昭和 55 年	7 月 10 日	制定
昭和 59 年	2 月 28 日	一部改定
昭和 62 年	2 月 21 日	一部改定
昭和 63 年	2 月 20 日	一部改定
平成 元年	4 月 27 日	一部改定
平成 2 年	4 月 27 日	一部改定
平成 5 年	2 月 27 日	一部改定
平成 9 年	2 月 15 日	一部改定
平成 10 年	5 月 6 日	一部改定
平成 11 年	2 月 20 日	一部改定
平成 18 年	6 月 1 日	一部改定
平成 24 年	5 月 22 日	一部改定
平成 27 年	2 月 10 日	一部改定
令和 2 年	3 月 4 日	一部改定
令和 4 年	2 月 1 日	一部改訂
令和 6 年	2 月 9 日	一部改訂
令和 6 年	6 月 11 日	一部改訂
令和 7 年	2 月 9 日	一部改訂
令和 7 年	6 月 13 日	一部改訂

## 横浜市立川和中学校PTA規約施行細則

### 第一条（総則）

横浜市立川和中学校PTA規約（以下「本会規約」という）第5条、第11条、第16条及び第18条の規定に基づき、本会の活動及び運営を適正かつ円滑に行うため以下の「細則」を定める。

### 第二条（会費の納入方法）

会費の納入は、学校が行う教材・修学旅行等の徴収と合わせ、方法は学校に一任する。

### 第三条（特別委員会）

特別委員会設置の必要が生じたときは、運営委員会にはかり設置する。

### 第四条（役員選考委員会の選出方法）

役員選考委員の選出方法は次のとおりとする。

1. 運営委員会2名については、年度はじめの運営委員会で互選により決定する。
2. 教職員1名については、学校側に一任する。
3. その他委員を、若干名選出する。

### 第五条（慶弔規定）

本会の慶弔等に関する規定は、次のとおりとする。

1. （慶事）教職員の結婚については、記念品（10,000円）を贈り祝意を表す。
  - (1) 教職員の子供出生については、5,000円を贈り祝意を表す。
  - (2) 会員及び生徒が表彰を受けたときは、役員会の協議により、記念品を贈り祝意を表す。
2. （弔事）会員及び生徒が死亡したときは、香料10,000円と会名をもって花輪等をおくり弔意を表す。
  - (1) 教職員の配偶者、子ども、父母及び同居の義父母が死亡したときは、香料5,000円をおくり弔意を表す。
3. （その他）会員及び生徒等が傷病により一ヶ月以上の入院又は欠勤、欠席したときは、5,000円の見舞金をおくる。但し、同傷病での再発の場合は除く。また、返礼はなしとする。
  - (1) 教職員の転退職に際しては、原則として在籍5年未満は5,000円、5年以上は10,000円を餞別として贈る。
  - (2) PTA活動に顕著な功勞のあった者には、感謝状を贈り感謝の意を表す。
  - (3) 会員が火災等不慮の災害にあったときは、相談のうえ善処する。

### 第六条（会長専決）

前条の規定にかかわらず、急を要する場合は会長専決で執行することができる。但し、事後速やかにその報告を行わなければならない。

### 第七条（付則）

本細則に定めのない事項については、役員会で協議し決定する。

1. この細則の改定は、役員会で協議し、運営委員会で決定する。但し、改定した事項は 総会に報告し、会員に周知しなければならない。
2. この細則は、令和2年3月4日に改定して、同日より施行する。  
これまでの細則制定、改定の沿革は次のとおり。

昭和57年	4月 1日	制定
昭和63年	2月20日	一部改定
平成 3年	2月23日	一部改定
平成 5年	2月27日	一部改定
平成 7年	2月18日	一部改定
平成 9年	2月15日	一部改定
平成10年	2月21日	一部改定
平成10年	5月 6日	一部改定
平成11年	2月20日	一部改定

平成12年	2月19日	一部改定
平成18年	3月3日	一部改定
平成19年	3月31日	一部改定
平成23年	3月31日	一部改定
平成24年	3月6日	一部改定
平成26年	2月26日	一部改定
平成27年	2月10日	一部改定
平成28年	2月9日	一部改定
令和2年	3月4日	一部改定
令和6年	2月9日	一部改訂
令和7年	2月9日	一部改訂